



NO. 336

2021. 6. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 小泉 いと子
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>
定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

『障害者差別解消法の改正案』が
衆参両院で可決成立しました

理事長 小泉 いと子

日頃は育成会活動にご支援頂きありがとうございます。

コロナ禍による「緊急事態宣言」も再延長となり、不安な日々が続いております。高齢の方へのワクチン接種の開始や、大規模接種会場の整備など、明るいニュースも少しは聞こえるようになってきましたが、まだまだ我慢の日々が続きそうです。障がいのある方のワクチン接種がどうなるかなど、出来るだけ早く正確な情報を入手して、皆様にお知らせできるように努力しますので、皆様も引き続き感染予防に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

すでに報道等でご存じの方もおられると思いますが、全国手をつなぐ育成会連合会 又村常務理事より、全国手をつなぐ育成会連合会としても制定に深く関わってきた障害者差別解消法の改正案が衆参両院で可決され成立しました。

法律の改正案は以下の通りです。

第二〇四回

閣第五九号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改正内容を踏まえて、私たちの周りで差別が解消され、安心した生活が送れますように願うばかりです。大阪市手をつなぐ育成会としまでも引き続き啓発活動を通して、障がい者理解が進みますようにより一層努力してまいります。